学問総合化の方法としての平和学

一ガルトゥング平和学の体系的理解のために一

藤田明史

Peace Studies as a Means to Integrate Specialized Disciplines —For the Systematic Understanding of Galtung's Theory of Peace—

Akifumi Fujita

抄 録

暴力が氾濫する世界にあって、人々は平和とは何かを真剣に問い始めている。平和学はこうした問いに真正面から向き合わなければならない。ところで、平和学が経験的な社会科学としての資格を備えるためには、どのような条件が必要であろうか。本論文では、こうした問題意識に照らして、ヨハン・ガルトゥングの平和学の体系を具体的に考察する。

キーワード:平和学、暴力の3形態、平和の3形態、紛争転換、平和学の意義 (2002年9月12日 受理)

Abstract

People have begun asking seriously what peace is in the midst of violence in the present world. Peace Studies, if it exists at all, has to confront this question straightforwardly. What conditions are needed for Peace Studies to be an empirical social science based on human experience? In this paper, with this question in mind, we are going to make concrete considerations about Johan Galtung's theory of peace.

Key words: peace studies, forms of violence, forms of peace, conflict transformation, implications of peace studies

(Received September 12, 2002)

1. はじめに

人は平和(の不在)についてどのようなとき切実に意識するだろうか。それは自分の生死に関わる紛争に否応なしに巻き込まれたと自覚するときであろう。その紛争は私一個の問題に関わる私的なものかもしれないし、私を含むより大きな社会に関わる社会的なものかもしれない。いずれにしてもそうした現実に直面したとき、人はその紛争から一刻も早く抜けだし、平和を手に入れたいと希求するに相違ない。しかしそのためには、大きな代償が払われる場合があることを、われわれは経験から知っている。たとえば十五年戦争(1931-45)の結末を考えよう。日本人は米国の原爆投下がもたらした広島・長崎の悲劇を体験した。1945年12月までに、広島では14万人、長崎では7万人が原爆投下に起因して死亡した¹。そして、その未曾有の惨禍の中から、戦争放棄・戦力の不保持・交戦権の否認をうたう日本国憲法を自発的に受け入れたのである。それ以降、反核・平和運動は日本人の生活に深く根を下ろし、多くの逆行する動きにも抗して、憲法は今日に至るまで不変のまま保持されているのである。

これは憲法の理念を忘れまいとする日本人の強い意志がもたらした結果であることはまちがいない。しかし、このような歴史的な成果を謳歌すべき今日にあって、まさにその時、「平和ボケ」という言葉に端的に示されているように、平和について明確な考えを未だ日本人はもちえていないのではないか、との反省をわれわれは否定しえないであろう。しかし、だからこそ、人々は「平和とは何か」という問題を真剣に考え始めてもいるのである。こうした問いに正面から向き合い、的確に回答を与えうる学問として、平和学(または平和研究)―そうしたものがあるとして―に求める人々の期待はきわめて大きいということができよう。

現代において、そうした社会的機能を担いうる学問としての平和学は、どのような方法をもつべきであろうか。平和学が、一つの社会科学としての資格を備えるためには、いくつかの条件が必要とされよう。第一に、それは固有の分析対象をもたなければならない。たとえば、経済学の対象は現実に生起する様々な経済現象であり、政治学の対象は様々な政治現象である。同様に、平和学の対象はこれをどこに見出すことができるだろうか、という問題である。第二に、その対象を分析するために、平和学はそれ固有の概念装置(基本的な諸概念およびそれらの間の相互関係を示す諸法則から成る)を創出しなければならない。そうでないと、平和学という独自の意義をもつ学問分野が、他の社会諸科学に伍して存在するとはいえないであろう。これは一般に科学の方法に関して言われる「分析(または下向)過程」に他ならない。しかし科学研究はここで止まることはない。抽象的・本質的な諸概念から再び具体的な現象形態を導出する「総合(または上向)過程」が始まるのである。したがって第三に、平和学の体系はこのような意味での総合・上向過程を含まなければならない²。

もしある平和学の体系が、これら三つの条件を満たしているとするなら、それは社会科学としての平和学の要件を一応もっているということができよう。そして次には、そうし

た平和学の体系の「普遍性」(理論がカバーする諸現象の広さ)および「有効性」(理論の 現実への適用可能性)が問題になってくる。

以上のような問題意識に照らして、ガルトゥング平和学の体系について具体的に考察をめぐらせようというのが、本稿の課題である³。ところで、なぜガルトゥングの平和学をとりあげるのか。こうした問いが発せられるであろう。ここではあらかじめ次の三点をあげておきたい。

第一点、ガルトゥングは戦争と平和という伝統的二分法とは全く異なった平和概念の再定義を行った。その重要性は何人も否定することはできない。平和研究にとってのその含意を十分に抽出することは、今後、ガルトゥング理論の意義と限界を明らかにするために不可欠な課題であろう。

第二点、ガルトゥングには膨大な数の平和学の論文があり、そこにおいては―それらが抽象的に論じられる場合であっても―当面する現実の具体的な問題がつねに意識されている。したがって、そうした個々の論文の背後にある「基礎理論」の体系的な把握はかなり困難である。しかし、そうした試みを不十分ではあるにしても行いたい。

第三点、ガルトゥングは近年において、NGO「トランセンド」を主宰し、実践面での活動にかなりの精力を注いでいる。しかし、そうしたワークショップの場では、紛争転換のメソッドにもっぱら焦点が当てられる結果、そうした手法を生み出すもとである思想の面が、参加者にやや等閑視される傾向があると思われる。したがって、ガルトゥングの体系における理論と実践の関係の究明は重要な課題である。

2. ガルトゥング平和学の主要概念

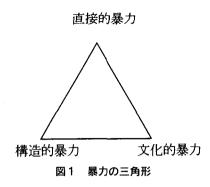
先ず、ガルトゥング平和学の主要概念およびそれらの間の関係をできるだけ簡潔に示す ことにしよう。

2-1 暴力の三つの形態

ガルトゥング平和学が先ず分析の対象にするのは暴力現象である。ガルトゥングは、暴力には直接的・構造的・文化的の三つの形態があり、暴力現象を理解するのに、こうした 暴力の三つの形態を区別し、それらの間の相互関係を分析することがしばしば有効である ことを最初に指摘した(図1)⁴。

われわれは日常の生活において多くの種類の暴力を経験する。家庭内暴力、学校でのいじめ、会社での首切り、国家間の戦争、地域紛争、ジェノサイド(大量虐殺)、テロリズム等々である。暴力は、われわれの心身を破壊し、殺傷し、痛めつける。そうした暴力において加害と被害の関係は明瞭であり、その人間への影響は、眼に見える形であらわれ、直接的だ。このような種類の暴力を「直接的暴力」(direct violence)と名付ける。平和研究における探求の対象は、第一次的には、このような直接的暴力である。

直接的暴力に向き合うとき、人は、恐怖、抑圧、苦痛や悲惨を感じる。そして必ずその 原因を排除しようと行動するであろう。その場合、どんな対抗措置がとられるだろうか。



多くの場合、報復的な行動がとられるであろう。それは、またしても直接的暴力である。 一見、普遍的な「暴力保存の法則」に従って、暴力は暴力を誘発し、直接的暴力からぬけ 出す道は全くありえないかのようだ。

ところで、このような直接的暴力が、およそなくなった社会状況を想像できるだろうか。 到底できないように思えるに相違ない。しかし、できないことはない。たとえば、直接的 暴力の行為者に対して、法律を用いて罰則を設け、制限を課すことができるのだ。うまく いけば、ちょっと見たところ平和な社会が出現するようにも見える。なぜなら、直接的暴 力は姿を消し、問題は解消するかに見えるからだ。しかし、そうした状況は、本当に平和 といえるのか。もう少し具体的に考えてみよう。

一つの直接的暴力を、行為者に法律一たとえば「治安維持法」(peace preservation law) 一を課すことによってとり除こうとする時、ある種の強制力(警察権力)一それ自体も一つの直接的暴力だ一が必要となる。このような過程が行きつく結果として、社会の表面からは直接的暴力はなくなり、治安は回復され、ただ「治安維持法」という名の法律だけが残る。こうした状況は果して平和といえるのか。それは暴力が一時的に姿を変えているに過ぎないのではないか。人々に恐怖・抑圧・苦痛・悲惨を感じさせる直接的暴力の本質的な性質は、社会の構造の中に依然として残るのではないか。こうした疑問が発せられるであろう。

すなわち、直接的暴力以外にも暴力には他の形態があるに相違ない。上の例の場合、法律 (「治安維持法」) そのものが暴力の一形態であって、これを「構造的暴力」(structural violence) と名付けるのだ。あるいは、この場合、法律は一つの「暴力の制度」(institution of violence) であるともいえよう。

ところで、こうした法律(=構造的暴力)を安定的に維持するには、その正当性を人々に納得させることが不可欠となる。すなわち、直接的暴力を社会から除去するためには法律による規制が必要であるとの命題を正当化する言説が必要となる。そして、そうした言説もまた暴力の一形態と考えることができるのであり、これを「文化的暴力」(cultural violence)と名付ける。このように、文化的暴力は構造的暴力を一時には直接的暴力をさえ一正当化または合法化するものである。

以上、暴力の三つの形態とそれらの相互関係について、法律(治安維持法)を例にとっ

て説明した。ここで、構造的・文化的暴力について他のいくつかの例を挙げておこう。

ホッブスによれば、人間の「自然状態」は「万人の万人に対する闘争」である。このような戦争状態(直接的暴力)をやめるためには、人間は理性によって、個々の人間から超越した「国家」を形成することが不可欠である。なぜなら、そうした絶対的な権力をもつ主権者である国家においてのみ、人間は懲罰への恐怖から法律を守り、したがって「平和」がもたらされるからだ。つまり、こうした文脈において考えるとき、「国家」は構造的暴力である。

「死」は暴力か。自然死は自然的なもので暴力ではない。殺人は直接的暴力である。しかし、早世(immature death)はどうであろうか。その原因として事故、飢餓、貧困等の社会的な要因があるとき、それは構造的暴力である。

国旗や国歌は、国家(構造的暴力)を正当化するから、文化的暴力そのものである。

十五年戦争期における中国をはじめとするアジア諸国への日本の侵略(直接的暴力)は、 天皇を頂点とし、責任を下位のものに次々に押し付ける「抑圧の移譲」を原理とする、「超 国家主義」のイデオロギーに支えられた³。これは文化的暴力である。

社会科学の分野では、後に述べる「資本制的搾取」(構造的暴力)を正当化しようとする経済学は、一つの文化的暴力である。

核兵器(直接的・構造的暴力)の開発に関して、宗教と核兵器を結び付け、「キリスト教の核」・「ヒンドゥーの核」・「イスラムの核」等と表現されることがある。すなわち、宗教は文化的暴力の側面をもつ。

2-2 平和とは何か

さて、平和とは何かを考えよう。暴力の氾濫の中にあって、平和は一体どこにあるといえるのか。仮にいま平和なるものが存在したとすると、それはどんな性質を有するのか。その性質とは、あらゆる種類の暴力―それは直接的・構造的・文化的暴力から成る―の不在または低減である、と示すことができよう。このような意味での平和は、人間の努力によって到達可能であると考える。ゆえにこれを平和の第一の定義としよう。すなわち、「平和とは、あらゆる種類の暴力の不在または低減である」。

このように平和は、人間の努力によって到達可能な、社会の一定の状態である。すなわち、暴力から平和への転換が可能である。その場合、どのような手段によって暴力から平和への転換が可能となるのか。暴力的な手段によって平和の実現は可能か。この問題に明確な回答を与えるためには、「紛争」(conflict)という概念が必須となる。

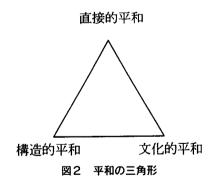
紛争とは何か。紛争は、人々の間やグループ間に、両立不可能な「目的」があるときに発生する。紛争を構成する三要素は、「態度」、「行動」および「矛盾」である⁷。矛盾が個々人において内面化されると態度となり、外面化されると行動となる。紛争当事者である各アクターは、それぞれ一定の目的を達成しようと行動する。ところがそれぞれが両立不可能な目的を追求する結果、目的は十分に達成されることはなく、そこに矛盾が発生する。矛盾のために目的の実現を阻まれた個人またはグループが不満を抱く結果、彼らの憎

悪の態度が助長され、暴力的な行動が誘発される。しかし必ず暴力が発生するというのではない。ある条件のもとでは、紛争から平和が生まれることがあるのだ。すなわち、紛争の平和的転換には、態度における「同感」、行動における「非暴力」、矛盾における「創造性」が求められるのである。ここで、平和の第二の定義を与えることができる。すなわち、「平和とは、非暴力的かつ創造的な紛争転換である」。

平和とは何かの問いに対し、第一の定義での平和は否定的(または消極的)なものだ。それはあらゆる種類の暴力の否定である。第二の定義での平和は、過程における平和であるといえよう。それではそうした過程の一応の到達点での平和はどのようなものか。われわれは平和の第三の定義を与えよう。すなわち、「平和とは、人間の基本的な必要が満たされた社会の状態である」。これは積極的な意味での平和の定義である。ここで、「人間の基本的な必要」(basic human needs)とは何か。それらは「生存」、「福祉」、「主体性」(アイデンティティ)および「自由」であろう。それは世界の中で人間が人間として生きていくために最小限必要なものである。

2-3 平和の三つの形態

以上、平和の三つの定義を述べた。平和とは何かに関して、それらは三つの異なる観点 一もちろん相互に関連している一からの平和の定義である。ところで、暴力の三つの形態 に対応して、平和にも三つの形態を考えることができる。それらは直接的、構造的および 文化的平和である(図 2)¹⁰。



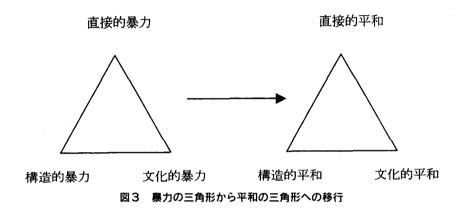
「直接的平和」(direct peace) とは、直接的暴力の不在または低減を意味する。個人間の友情や愛情をはぐくむことは、直接的平和を求めることである。その他では、停戦、モラトリアム(執行猶予)等がある。

「構造的平和」(structural peace)とは、構造的暴力の不在または低減を意味する。こうした構造的暴力の不在または低減は、他の何ものかで補填されなければならないが、それが構造的平和に他ならない。構造的平和は、「平和の制度」(institution of peace)と呼ぶこともできよう。平和の制度化によって平和はより持続的なものになる。日本国憲法第9条は、構造的平和の適例である。しかし、こうした平和の制度を永く維持するためには、その意味するものをつねに問い直す努力が求められる。というのは、平和の制度化それ自

体が、意味の空洞化の危険を孕んでいるからである。現状における、憲法第9条の問題点はまさにここにあるといえる。その他では、環境保全のための社会的諸規制、平和ミュージアム、平和メディア等が構造的平和の例である。

「文化的平和」(cultural peace)または「平和の文化」(culture of peace)とは、文化的暴力の不在または低減のことである。「平和の文化」は、文化的暴力の批判とともに、直接的・構造的平和の正当性を明らかにし、それに積極的な内容を与えるものである。平和研究、平和アート、経済学批判、IR(国際関係学)批判等がそうしたものである。直接的・構造的平和を維持するために、われわれは「平和の文化」を積極的に創造していかなければならないのである。

以上を要約すれば、暴力の三角形の状態から平和の三角形の状態にいかに移行するかということの中に、平和の基本的な問題があるということができる(図3)。



ガルトゥングの平和学の体系は、暴力・平和という視座から現実を分析するための概念 装置を与える。そうした概念装置によって、どれだけ広くかつ深く現実を把握できるであ ろうか。それは結局、その概念装置によって、現実のいかなる問題が掬い上げあげられる かに帰着する。次にこのことを検討しよう。

3. 社会思想史上の系譜

これまでの社会思想史上の諸問題を、ガルトゥング平和学は、自己の体系中にどの程度 とり込んでいる(あるいはとり込みうる)であろうか。マルクス、レーニン、ウェーバー、 ヴェブレンおよびガンディーがそれぞれ提出した問題について、このことを概観しよう。

3-1 マルクス:搾取の問題

マルクスは資本主義のもとで行われる「搾取」(他人の時間を奪うこと)のメカニズムを明らかにした。すなわち『資本論』において、利潤の源泉は資本家の労働者に対する剰余価値の搾取であることを示した(この命題は今日、「マルクスの基本定理」と名付けられている)¹¹。資本制に先立つ封建制社会では、人間の人間による搾取は眼に見える形で

行われていた。農奴は、自分が領主のために支出するものは、自分自身の労働力の一定量だということを知っていた。それを支えていたのは、領主と農奴という人格的な依存関係であった。ところが商品生産が支配的になる資本制のもとでは、こうした直接的な搾取は見えなくなる。直接生産者である賃金労働者は、労働市場において自由な契約の主体として資本家と相対するからだ。労働者は、労働力という商品を自由に処分できる、自由な存在であるとみなされるのだ。しかしマルクスは、一日の仕事をおえて工場から出てくる労働者が、入った時とはまるで違った、打ちひしがれた様子であるのを決して見逃さない。「ローマの奴隷は鎖によって、賃金労働者は見えない糸によって、その所有者につながれている」のだっ。ここから資本制の深部の秘密を暴く、マルクスの精緻な分析が生まれる。すぐに気付くように、奴隷制や封建制における搾取は一ガルトゥングの用語では一直接的暴力である。これに対し資本制における搾取は、資本制という経済システムに構造化されているから、構造的暴力である。すなわち、構造的暴力の概念の中に、資本制的搾取が含まれるのである。むしろ、ガルトゥングの構造的暴力の概念の中に、資本制的搾取が含まれるのである。むしろ、ガルトゥングの構造的暴力の概念は、マルクスの搾取概念の拡張であるということもできるのである。

3-2 レーニン:帝国主義の問題

レーニンによれば、「帝国主義」(一国が他国を支配・征服すること)の経済的基礎は独占資本主義であり、その政治支配の手段は「植民地主義」である。第2次大戦後、民族解放運動の高まりとともに植民地体制は崩壊し、被支配諸国は独立をかちとった。しかしこのような直接的な植民地支配の体制がなくなったとしても、国家間における支配・従属関係そのものがなくなったといえるだろうか。

今、それぞれの内部に利害が相反する二つの階級(資本家と労働者)をもつ中心国と周辺国があり、中心国が周辺国を支配しようとする最も簡単なケースを考えてみよう。その場合、次の三つの条件が成立するとき、中心国による周辺国の支配は、比較的に安定しているといえよう。第一に、中心国の資本家が周辺国の資本家と手を結ぶ。第二に、中心国の階級格差は周辺国の階級格差より小さい。第三に、中心国の労働者と周辺国の労働者間の格差を大きくする(中心国の労働者の方がより裕福である)。このためには、中心国の資本家は、両国間の貿易の「不等価交換」によって、自国のみならず周辺国の労働者をも搾取・収奪することが有効である。なぜなら中心国の資本家は、自国の労働者を「買収」でき、両国の労働者間の連帯を阻止できるからだ。直接的な植民地主義によらないこのような国家間の支配システムを、ガルトゥングは「構造的帝国主義」と名付けるほのまた。これは肉限には見えないが、持続的でより巧妙な、中心国の周辺国に対する政治的支配のシステムであるといえよう。

「構造的帝国主義」とは、構造的暴力の概念を現代帝国主義の問題に具体的に適用したものに他ならない。

3-3 ウェーバー:宗教の問題

ウェーバーは宗教と経済との関係を問題にした。彼は主著『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(1905)において、「時間は貨幣だ」(B. フランクリン)という言葉に象徴される西欧近代の「資本主義の精神」と、プロテスタンティズムの「世俗内的禁欲」の倫理との適合性を示し、歴史的には後者が前者を生み出したと結論した。その後も、「世界宗教の経済倫理」との問題設定のもとに、儒教・道教・ヒンドゥー教・仏教・古代ユダヤ教について、『倫理』と同様の分析を試みた。ウェーバーは、「人間の行為を直接に支配するものは、利害関心(物質的ならびに観念的な)であって、理念ではない。しかし、理念によって作りだされた「世界像」は、きわめてしばしば転轍手として軌道を決定し、そしてその軌道の上を利害のダイナミックが人間の行為を推し進めてきた」と考えたのだった。

こうした宗教に基づく「世界像」の問題は、ガルトゥングの体系では文化的暴力または 文化的平和として把握され、きわめて重要な分析課題として位置付けられている。

3-4 ヴェブレン:科学・技術の問題

ヴェブレンは今日における「制度主義」(institutionalism)の創始者とみなされている。「制度」とはヴェブレンによれば、「個人や社会の特定の関係や機能に関する広く行きわたった思考習慣」のことである¹⁵。こうした制度に規定されて個人の行動が行われるのである。ヴェブレンは現代資本主義分析として多くの制度的概念を考案した(最も有名なものは「顕示的消費」の概念)。ここでは、科学および技術についてみよう。ヴェブレンは、科学・技術を制度として把握した。彼によれば、科学とは「即事実的な知識の軽減されることなき探求」であるのに対して、技術とは「有用な目的への科学的知識の適用」である¹⁶。科学を技術から区別するために、彼は「知的好奇心」(idle curiosity)という独特の概念を考える。目的が所与とされる技術とは異なって、科学は目的なき知的好奇心に基づくとされるのだ。それでは、技術は何に基づくか。科学を生み出す知的好奇心に対して、技術を作り出す原動力をヴェブレンは人間の「制作本能」(instinct of workmanship)に見出す。ところで、技術の目的はどこからくるのか。彼は制作本能にとって目的は所与であるという。目的それ自体は、技術の外部(国家や営利企業)から与えられるのである。

ヴェブレンは大恐慌 (1929) の直前に亡くなったから、人間が原子力 (核兵器) を手にした事実を知ることはなかった。しかし、もし永く生きていたなら、アメリカの原爆製造計画であるマンハッタン計画は、彼の制度的分析がカバーする恰好の対象となっていたであろう。マンハッタン計画は、科学・技術を含む諸制度の協働として成立したからである¹⁷。

核兵器そのものは直接的暴力である。こうした核兵器を中心にもつ技術的地盤を、ガルトゥング平和学の体系においては、構造的・文化的暴力として把握・分析することが可能である。

3-5 ガンディー:非暴力の問題

ガンディーは核兵器に関して次のように述べた―「暴力が対抗的な暴力によって一掃されないように、原子爆弾も原子爆弾の対抗をもってしては滅ぼすことはできない。人類は非暴力によってのみ暴力から脱出しなければならない」と18。核兵器が人類を滅ぼす「絶対兵器」であることを考える時、ガンディーの非暴力の思想は、今日において、ほとんど絶対的な意味をもつように思われる。ガンディーは「アヒムサー」(非暴力)による新しい形の闘争を「サッティヤーグラハ」(真理把持)と名付けた19。彼は、真理を把持するためには、非暴力こそが唯一の方法だと考えたのだ。

ガルトゥングによる平和の定義の第二—「平和とは、非暴力的かつ創造的な紛争転換である」—には、このガンディーの思想が保持されていることは言うまでもない。

4. ガルトゥング平和学の現代的意義

以上、ガルトゥング平和学の体系の中に、これまで歴史的に提出されてきた社会科学における主要な諸問題が、きわめて周到に取り入れられていることを概観した。このことは、ガルトゥング平和学の、勝れて高度な「普遍性」(理論がカバーする諸現象の広さ)を示すものであろう。これが、ガルトゥング理論の「普遍性」の一つの含意である。もう一つの含意は次のようである。

この夏(2002年7月8日-12日)、筆者はルーマニアの中西部の町クルージ・ナポカで 開かれた、ガルトゥングが主宰するワークショップ「平和構築と紛争転換:平和的手段に よる平和―深層構造および深層文化を転換する」に参加した。参加者は約45名、米国(本 国・ハワイ)、イギリス、ドイツ、イタリア、デンマーク、ノルウェー、デンマーク、ルー マニア、メキシコ、アルゼンチン、南アフリカ、ネパール、パキスタン及び日本から集まっ た。話題の中心はディープ・カルチャー(深層文化)―それは文化的暴力に関わる―につ いて。ディープ・カルチャーを担うもの (キャリアー) は何か、との問いかけから始まる。 彫像、広告、教科書、地名、切手、服装、貨幣、詩、格言、芸術、博物館、雑誌、メディ ア、音楽、文法、都市の構造、神話、公園…。参加者が一通り言い終えたところで、「さ て、ヒトラーを六つの思想のキャリアーとして見ると…」といった具合に話が進む。いつ もの通り、議論は自由に飛躍して、収斂することを知らない。しかし、ガルトゥングの話 に参加者は敏感に反応し、自分の体験に基づく多くの意見が飛び交う。ワークショップの 最終日、ガルトゥングによる「開発的手段による開発」(development by developmental means)のレクチャーが行われた。そうした「開発」は殆ど平和に等しいとされる。「人 間の基本的必要 | (BHN) を構成する四つの要素である「生存 | ・「福祉 | ・「自由 | ・ 「主体性」は、今やグローバリゼーションのもとで「死」・「悲惨」・「抑圧」・「疎外」 に転化しつつある…と述べられた時、南アフリカからの女性が発言を求めた。「南アフリ カの現状は…」と言ったあと、彼女はそれ以上言葉を続けることができなくなった。言葉 を阻むかのように、様々な感情が胸奥から一度に押し寄せたようだった。彼女の言いたかっ たことは、しかしその全身で表現され、皆を感動させたのだった。このように、きわめて

抽象的な思想表現が、それぞれ異なった国からの参加者の様々な感情を喚起し、しかもそこに共通の枠組み(平和学の体系)を設定することで、相互の討論をも可能にしているのだ。筆者はここにもガルトゥング理論の(一定の)「普遍性」が示されていると考えるのである。

次に、ガルトゥング平和学の「有効性」(理論の現実への適用可能性)について見てみよう。彼の平和学の体系は、便宜的に、理論(世界認識)と実践(紛争転換)に分けて考えることができるであろう。もちろん両者は密接につながり、相互に関連している。理論は実践を可能にし、実践によって理論は深まる。そして、理論が実践を可能にしていること自体が、理論の一定の有効性を証していると言うことができよう。ところで、実践すなわち「紛争の平和的転換」によって、何がもたらされるだろうか。それは「社会変革」である。そうした社会変革によって社会はどのような方向に進んでいくのか。それは、もちろん平和な社会が実現される方向である。平和は、人間存在の現実性の上に立った、社会のダイナミックな一状態である。このような意味において、平和は存在と人間的価値との一つの統一を表現している。こうした、平和の実現を目的とする社会変革は、終わりなき過程である。これを認識の面で見れば、それは思考における現実の再生産、すなわち「上向過程」に他ならないであろう。ガルトゥング平和学の体系は、こうした意味において、総合・上向過程をその中に含んでいるのである。

以上、ガルトゥングの平和学の体系は、一つの社会科学としての要件を十分に備えていることを見てきた。ところで、こうした平和学は、他の専門諸科学との比較において、どのような現代的意義を有するであろうか。

平和学は、現代において学問総合化の方法としての意義をもつ、と筆者は考える。現代 において学問は高度に細分化・専門化されている。したがって学問総合化の必要性も一般 に認められているであろう。こうした現状を踏まえて、平和学を、専門的な研究分野の間 の緊密な協力関係に基礎をおく「学際的研究」とみることもできよう。しかし、こうした 見方はややミスリーディングであると思われる。なぜなら、専門諸科学をいくら集めたと ころで、それだけでは独自の概念装置をもつ平和学にはならないからである。現代におい て、学問総合化の有効な方法としての平和学は、二つの著しい特徴をもつと筆者は考える。 第一は、平和学の分析対象に係わる。平和学の対象は、紛争において現実に生起する暴力 ・平和現象である。そうした紛争が身近で、それだけに具体的であればあるほど、その平 和的転換のためには、あらゆる専門分野の最先端の知識が要求されるであろう。これが、 平和学が学問総合化の方法であるということの、第一の含意である。第二に、それは下か らの総合化である。平和の第一の定義─「平和とは、あらゆる種類の暴力の不在または低 減である | 一に示唆されているように、平和学は被害を受ける側の人間の立場に立つ。そ うでないと、平和学として問題にすべき問題それ自体が見えてこないからである。そして これは、次のガンディーの言葉にも相通じるであろう、すなわち─「私は困難な道を行か なければなりません。そのために私はゼロにならなければなりません。人間は、自分から 進んで自分を最下位におかない限り、救われません」20。ガルトゥングの平和学は、これ ら二つの特徴を有しており、従って、現代における学問総合化の有効な方法(の一つ)に なりえていると筆者には考えられる。

5. おわりに

われわれは以上においてガルトゥング平和学を体系的に把握する試みを行なった。しか し彼の平和学は、すでに完成されたものとしてわれわれの前に提出されているのではない。 それは、現実の状況とのするどい緊張を孕みつつ、いまだ生成途上にある。ところで、こ うした彼の平和学は、現代日本に対して、どのような課題を提起しているであろうか。こ の点について簡潔に述べて、本稿の結びとしたい。

第一に、日本国憲法第9条は「構造的平和」といいうることを先に指摘したが、その内容をなす「専守防衛」(defensive defense)の具体的なあり方を、より積極的に提起していく必要があろう。そしてまた、そうした政策を支持する「文化的平和」の創造が強く求められている。

第二に、戦争における唯一の被爆国である日本は、核兵器(直接的暴力)の廃絶に特別の責任を有している。このために日本の平和研究者に与えられた任務はきわめて重いにちがいない。

第三に、日本経済の未来像として「平和的な経済」が提起されるであろう。それは「搾取」(構造的暴力)から解放された経済であり、そうした経済のありようを「アジアの中の日本」として具体的に追求すべきである。

最後に、「天皇制」(文化的暴力)に示されている、日本社会における垂直的な人と人との関係を、より水平的なものにする努力が求められている。

注

- 1 沢田昭二ほか著『共同研究一広島・長崎原爆被害の実相』新日本出版社、1999年、p. 152。
- 2 「具体的なものが具体的であるのは、それが多くの規定の総括だからであり、したがって多様なものの統一だからである。だから思考においては、具体的なものは、総括の過程として、結果としてあらわれ、出発点としてはあらわれない、たとえそれが、実際の出発点であり、したがってまた直感と表象の出発点であるにしても。第一の道では、完全な表象が発散されて抽象的な規定となり、第二の道では、抽象的な諸規定が思考の道を経て具体的なものの再生産にみちびかれる」(マルクス「経済学批判序説」、『経済学批判』武田隆夫他訳、岩波書店、1956年、pp. 312-313)。ここで、第一の道は「下向過程」、第二の道は「上向過程」と言われる。
- 3 ヨハン・ガルトゥング (1930~) はノルウェー生まれの平和学者。現代平和研究の創始者の一人。59年オスロ国際平和研究所を設立、64年には『ジャーナル・オブ・ピース・リサーチ』を創刊。93年には平和と開発のための NGO「トランセンド」を創設し、現在、世界各地で平和研究および紛争の平和的転換に関する教育・訓練を行っている。筆者は1997年以来、ガルトゥングの立命館大学(国際関係学部)での講義のTA、ワークショップへの参加等を通じて、彼の思想から大きな示唆と刺激を与えられてきた。ここで述べた筆者の見解は、そうした中でのガルトゥングとの対話を通して徐々に形成されてきたものである。したがって本稿はガルトゥング平和学に関する現時点での筆者の研究ノートという性格をもっている。
- 4 Galtung, Johan, "ACCEPTANCE SPEECH: Peace Studies: inspiration, objective, achievement", in <u>60 SPEECHES ON WAR AND PEACE</u>, Oslo: PRIO, 1990, p. 252.

- 5 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」、『増補版 現代政治の思想と行動』未来社、1964年、p. 25。
- 6 Galtung, Johan, PEACE BY PEACEFUL MEANS, Oslo: PRIO, 1996, p. 9.
- 7 Ibid., p. 71.
- 8 *lbid.*, p. 9.
- 9 Ibid., p. 197.
- 10 Ibid., p. 265.
- 11 置塩信雄「現代マルクス経済学 II-」、『経済学大事典III』 東洋経済新報社、1980年、p. 625。
- 12 カール・マルクス『資本論』岡崎次郎訳、第一卷第三分冊、大月書店、1972年、第21章「単純 再生産」、p. 120。
- 13 Galtung, Johan, "Structural Theory of Imperialism", <u>Peace and World Structure, Essays in Peace</u> Research, Volume IV, Copenhagen: Christian Eilero, 1980.
- 14 マックス・ヴェーバー『宗教社会学論選』大塚久雄・生松敬三訳、みすず書房、1972年、p. 58。
- 15 ソースティン・ヴェブレン『有閑階級の理論』高哲男訳、筑摩書房、1998年、p. 214。
- 16 Veblen, Thorstein, "The PLACE OF SCIENCE IN MODERN CIVILIZATION", in <u>THE PLACE OF SCIENCE IN MODERN CIVILIZATION AND OTHER ESSAYS</u>, <u>THE COLLECTED WORKS OF THORSTEIN VEBLEN VOLUME VII</u>, Routledge /Thoemmes Press, 1994, p. 4, p. 16.
- 17 これについては、拙稿「ヴェブレンの資本主義分析とマンハッタン計画」(「技術と人間」2000 年4月号所収)を参照されたい。
- 18 ガンディー『非暴力の精神と対話』森本達雄訳、第三文明社、2001年、p. 82。
- 19 M.K ガーンディー『ガーンディー自叙伝 2 ―真理へと近づくさまざまな実験』田中飯雄訳、平凡 社、2000年、p. 123。
- 20 同書、p. 417。

参考文献

- Galtung, Johan, "ACCEPTANCE SPEECH: Peace Studies: inspiration, objective, achievement", in 60 SPEECHES ON WAR AND PEACE, Oslo: PRIO, 1990.
- Galtung, Johan, PEACE BY PEACEFUL MEANS-Peace and Conflict, Development and Civilization, Oslo: PRIO, 1996.
- Galtung, Johan, "Structural Theory of Imperialism", in <u>Peace and World Structure, Essays in Peace</u> Research, Volume IV, Copenhagen: Christian Eilero, 1980.
- ガンディー『非暴力の精神と対話』森本達雄訳、第三文明社、2001年。
- M. K ガーンディー『ガーンディー自叙伝 2 一真理へと近づくさまざまな実験』印中飯雄訳、平凡社、 2000年。
- マルクス「経済学批判序説」、『経済学批判』武田隆夫・遠藤湘吉・大内力・加藤俊彦訳、岩波書店、 1956年。
- カール・マルクス『資本論』 岡崎次郎訳、大月書店、1972年。
- 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」、『増補版 現代政治の思想と行動』未来社、1964年。
- 置塩信雄「現代マルクス経済学Ⅱ」、『経済学大事典Ⅲ』東洋経済新報社、1980年。
- 沢田昭二ほか著『共同研究―広島・長崎原爆被害の実相』新日本出版社、1999年。
- ソースティン・ヴェブレン『有閑階級の理論』高哲男訳、筑摩書房、1998年。
- Veblen, Thorstein, "The PLACE OF SCIENCE IN MODERN CIVILIZATION", in THE PLACE OF SCIENCE

 IN MODERN CIVILIZATION AND OTHER ESSAYS, THE COLLECTED WORKS OF THORSTEIN

 VEBLEN VOLUME VI, Routledge /Thoemmes Press, 1994.
- マックス・ヴェーバー『宗教社会学論選』大塚久雄・生松敬三訳、みすず書房、1972年。